

原告の声

最終解決までもうひと頑張り！

2陣原告共同代表 山田哲也

〔12月28日原告団総会にて〕
最前列で判決を聞いたが、

分らない

かった。

鎌田弁護

士の顔が

紅潮して

きて、感極まって村松弁護士
の手を握った。隣の奥村弁護
士も涙ぐんでいて、勝ったと
確信した。

判決後上京して、支援者が
たくさんいることに驚いた。

本当は原告だけでも十分な活
動ができればと思うが、私た
ちの力は小さい。全国の皆さ
んに励まされながら、これか
らも頑張っていきたい。

2陣原告 赤松タエ

〔12月28日原告団総会にて〕

25日、弁護士さんがOKっ

て言っ

くれたの

が、一番

嬉しかっ

たです。

お父さんが生きてたら、もっ

と喜んだやろうなと思います。

※故赤松四郎さんは1審で請

求が退けられた後、死去。妻
のタエさんが裁判を引き継い
でいます。

2陣原告共同代表 川崎武次

〔12月25日判決当日の院内集

会にて〕

今日、2陣の裁判の勝利判

決を東京

で聞いた

とき、本

当にうれ

しいと思

った。

父も母も石綿工場で働いて

亡くなった。死ぬしか苦し

から抜け出せなかった。かわ

いそうだが、亡くなってホッ

としたのが正直な気持ち。で

も、他の仕事をしていれども

つと長く生きられただろう。

今日は、ずっと世話をしてく

れた家内にすぐ電話して「勝

ったぞ」と報告した。

勝利判決が出た以上、国も

テーブルについて前を向いて

ほしい。原告全員で最後まで

闘っていきます。どうか皆さ

ん、力をお貸しください。

最終解決へできることはやりつくそう

最高裁への要請行動

○4月11日、5月15日をはじめ、大規模な最高裁要請行動にとりくみます。

○月1回の充実した要請行動にとりくみます。

○公正判決署名を大量にとどけましょう。

○各界各分野から、公正判決を求めるの共同アピール運動に取り組みます。

国会議員への要請行動

○国会議員の過半数から、泉南アスベスト早期解決への賛同を集めましょう。

○国会審議でも、泉南アスベスト被害の早期救済について取り上げてもらいましょう。

国（厚労省など）への要請を強める。

○厚労大臣への面談と早期解決をあらゆる機会に訴え続けま

す。

○とりわけ原告は、厚労省前での要請行動を行います。

地元での行動について

○大阪や和歌山から選出された国会議員は約60人います。こ

れらの国会議員に「早期解決アピール」への賛同を広げます。

○大阪府内44自治体（大阪府を含む）の議会のすべてで、「泉

南アスベスト国賠早期解決決議」をめざします。

そのほか

○「命でなんぼなん？」の上映運動をあらゆる団体や地域に

広げます。

○ツイッター、フェイスブックなどSNSでの発信を広げ

ます。

○マスコミへの働きかけをつよめます。

○著名人への働きかけをつよめます。

本当にありがとう

ございました

運動資金カンパ

引き続きご協力を

お願いします。

2013年8月の「緊急カンパのお願い」以降、2014年1月までの約半年間で、総額200万円のカンパを頂戴しま

した。心から御礼申し上げます。

今後は最高裁勝利を軸とした

東京での運動が中心となるため、

より一層、活動資金が必要とな

ります。厚かましいお願いとは

存じますが、引き続きのご支援

をどうぞよろしくお願い申し上

げます。

「カンパ振込口座」

●三菱東京UFJ銀行 梅田新道支店

普通 01581309

名義 大阪アスベスト弁護団

会計 鎌田幸夫

●ゆうちょ銀行 店番 418

普通預金 口座番号 4522898

名義 大阪泉南地域のアスベスト

国家賠償訴訟を勝たせる会

当面の行動予定

4月11日（金）

最高裁要請（第15回）

5月15日（木）

最高裁大要請行動（第16回）

6月4日（水）

厚生労働省交渉

6月5日（木）

最高裁要請行動

泉南勝たせる会ニュース

大阪泉南アスベスト国賠訴訟を勝たせる会

早期全面解決に向けて引き続き支援を！

最高裁での最終的な勝利に向けて

訴の判決を言い渡しました。全国各地、各分野からの心温まるご支援に心よりお礼申し上げます。

訴審において常に緊張感を持って妥協することなく、各分野の研究者や他のアスベスト被害者団体代表111名による連名アピール、4大公害訴訟をはじめとする公害・被害・じん肺等の著名な弁護団代表59名による共同アピール、「風の会」参加の主婦連などの消費者団体代表による連名アピールなどの各分野からのアピール運動など、多彩な世論形成とそれを裁判所に届ける活動を継続的に行ったこと、そして、何よりもアスベスト被害の深刻さなど被害救済の必要性、被害者の声を裁判所に届け続けたことなどを指摘できます。また、12月12月の建設アスベスト東京訴訟での勝利判決が力強い追い風になりました。

国が、原告らの切実な願いを無視して1月7日最高裁に上訴（上告受理申立）したこと、裁判の舞台は最高裁に移りました。原告団と弁護団は、いのちや健康よりも産業発展が優先するとして1陣高裁判決を支持するの、それとも、人の生命、身体健康は、行政活動において常に尊重されるべきであるとする2陣高裁判決を支持するのか、最高裁に、その選択、判断を鋭く問うていく決意です。決して油断することはできませんが、広範な早期救済に向けた世論を最高裁に届けるなかで、最高裁において、早期に2陣高裁判決を支持する判決を勝ち取れる展望は十分にあると確信しています。

原告団と弁護団は、早期に最高裁でも勝利判決を勝ち取り、同時に、国に対して引き続き早期の全面解決を求め続ける決意です。引き続き大きなご支援・ご協力をお願いします。

昨年12月25日、大阪高裁第13民事部（山下郁夫裁判長）は、三度（みたび）、国の規制権限不行使の責任を明確に認め、総額約3億4400万円の支払いを命じる原告勝

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟

2陣高裁で、画期的な勝利判決！



判決後ただちに東京で国に早期解決を訴えた。写真は厚労省前に座り込みする原告たち（12月26日）

勝利判決を勝ち取るこ とができた要因

1陣高裁判決の苦い経験を踏まえて、控



から受け止める
裁判体であった
ことも大きかつ
たと思います。



2陣高裁判決 判決の肝

この判決を、
多くの人に知ってもらいましょう

この判決を深く理解したら、これからのたたかいの見通しをもつことができる。
鎌田幸夫弁護士、伊藤明子弁護士、谷真介弁護士
の3人が対談する形でまとめました。

なぜ、勝てたのか？

◆1陣高裁判決との違い

谷： 3年前の1陣高裁判決（三浦裁判長）は、痛恨の極みでした。まず初めに、2陣高裁ではどうして勝てたのでしょうか？

鎌： 理由はいくつかありますが、特に次の3つが大事だと思います。

① 原告のみんなが裁判官に被害を訴えた。それを裁判官が正面から受け止めた。

② 弁護士も、国内外の文献、証拠を集めるなど、でき得る限りの主張、立証を尽くした。

③ これまでの公害・じん肺裁判の運動、判決の積み重ねがあった。
これらが一体となって、裁判官を動かしました。25万筆超の公正判決書名や各種アピールなど全国からの支援、建設アスベスト東京訴訟での勝利判決という追い風もありました。

伊： そうですね。今日は、その2陣高裁判決の具体的な中身を知ってもらいたいと思います。

谷： 1陣高裁判決は、命や健康が多少害されても経済発展を優先すべきという判決でした。2陣高裁判決との最大の違いはどこにあるのでしょうか？

鎌： 1陣高裁判決は、「労働者の安全対策は、使用者や労働者がやるべきこと。国は一片の通達を出せば、後は何もしなくても責任はない。国が何をすべきかは、基本的に国が自由に決めてよい。裁判所はよっぽどのことがない限り口を出さない」というもの。
それに対して2陣高裁判決は、「国は、労働者の安全を守るために、積極的に関与しなければならない。法律は、労働者の命や健康を守るために、国（行政（労働大臣））に権限を与えている。国はその権限をできるだけ速やかに、技術や医学の進歩に合わせて行使すべき。そうしないと、労働者の命や健康が害される」というものです。

伊： 「適時にかつ適切に」という判断基準の部分ですね。



この判断基準をきちんと事実に応じてはめた結果、2陣地裁では認められなかった昭和46年以降も違法と判断されましたし、違法の始期も昭和35年から昭和33年に前倒しになりました。

私たちは裁判で、「過去の労働大臣が何もやらなかったことが、国に規制権限を与えた法の趣旨、目的から見ても違法なのかどうか」の判断を求めました。判断基準が緩やかでストライクゾーンが広いと、OK（適法）とされやすい。判断基準が厳しい、つまり国の裁量の幅が狭いと、ダメ（違法）だということになる。重要なのは、どちらが法の趣旨、目的にあっているかどうかです。

判断基準は、国の責任を認める（違法）かどうかの出発点であり、とても重要です。1陣高裁判決は、法律を正しく解釈せずにストライクゾーンが広すぎた。そこが問題だったわけですね。

鎌： そうです。それに、2陣高裁判決は、石綿製品が「いかに社会的に有用であり、必要な製品であったとしても…労働者の健康被害の発生を容認してよいとはいえないことは明らか」としています。ここも大きな違いです。

◆国の違法の判断基準

谷： 判断基準について、過去の裁判例を教えてください。

鎌： 例えば営業の利益が問題となった事案の場合は、国の裁量の幅を広く認めています。また、クロロキン最高裁判決は薬の副作用が問題になった事件ですが、薬には有用性もあることから微妙な事案で、国の権限行使を適法としました。

一方、筑豊じん肺や水俣病の最高裁判決は、今回の判決と同じように生命や健康の保護と経済的利益の関係が問題となった事案であり、国の規制権限の行使を違法としました。国は、労働者の生命、健康を守るために、適時かつ適切に権限を行使すべき、積極的に規制すべき、何もやらなければ違法としています。

谷： 国が積極的に規制すべきだったのか、使用者に任せ



ておけばよいのか、という点で大きく判断が変わったということとは分かりましたが、なぜ裁判官によってただけ判断が変わったのでしょうか？

鎌： 難しい質問ですね（笑）。いろんな意見があると思いますが、もともと一般に、社会全体の経済発展のためには多少個人が犠牲になっても仕方がないのではないかと、という考え方がありました。裁判官の中にも少なからずそう考える人がいたのだと思います。

そういう流れが変わったのが、平成16年の筑豊じん肺最高裁判決であり、その後の関西水俣病最高裁判決です。ただ、まだ旧来の考え方の裁判官がいる。そこに判断が分かれた理由があるのではないかと思います。

国は、どんな主張をしていたのか？

◆深刻な被害ではなかった？

谷： 国は、「深刻な被害ではなかった」と主張していましたよね？

伊： そうです。裁判の初めの頃はそこまで言いませんでした。昭30年代前半、けい肺のように社会問題化していなかった、労災の統計上、死亡者が少なかった。だから深刻ではなかったと主張していました。

しかし、2陣高裁判決は、10%を超える罹患率は深刻、重篤化していくことを考えれば死亡者が少なくても被害は深刻としました。当然です。

1陣高裁判決は、さすがに被害が深刻ではないとは言にくかったでしょう、不十分な対策でもそれでよい、として国を免罪しました。

◆被害防止のための実効性ある対策

谷： その粉じん対策の基本は粉じんの発生源から断つ、というものです。そこで注目されたのが局所排気装置でした。1陣高裁判決は、昭和46年以前に規制するのは難しかったとしていましたが、この点、2陣高裁はどうでしたか？

鎌： 局所排気装置はローテクの単純な機械。戦前から現在まで構造に大差なく、古くから実用化されていたことを、膨大な証拠を引用して認定しました。

その上で、技術は進歩するもの、今から振り返って見て不十分な技術レベルでも、その時々最新の技術での対策が必要だとしました。そして、局所排気装置のような利潤に結びつかずコスト負担を伴う労災や公害を防止する設備の場合、むしろ「規制によって普及させることこそ重要」、その過程で技術がより一層発展していくとしています。そもそも普及していれば規制する必要はない、とも言っています。

伊： 技術の進歩に合わせて「適時にかつ適切に」、ですね。当たり前のことを、実に明快にした判決です。

谷： 国は、昭和33年に、「局所排気装置を設置しよう」という通達を出しています。国としては、それでやるべきことをやったと主張していましたが？

鎌： 通達というのは行政指導です。国（行政）は、局所排気装置を設置してはどうですか、とすすめるだけ。設置するかしないかは任意で、使用者の自主性にゆだねられています。

これに対して、今回の判決は、国は、規制（義務付け）するべきだと言っている。局所排気装置はコストがかかる。使用者の自主性に任せていては普及しない、だから義務付けるべきだ。国はそこまでしないと、やるべきことをやったことにはならないという判断です。

伊： 被害がすでにたくさん出ているから、緊急に対策をとらなければならない。その時に行政指導では生ぬるい。義務付けて違反したら罰則を課す、そうでないと被害が防げない。「対策の実効性」を重視しているのが2陣高裁判決の特徴ですね。

◆マスクをしない者が悪い？

谷： 1陣高裁判決は、マスクを着ければ被害は防げた、なのにマスクを着けなかったのは労働者の自己責任だとしました。これは昭和22年から「使用者はマスクを備え付けなければならない」「労働者はマスクを着けなければならない」という法律（規制）があったからです。規制を守らない使用者と労働者が悪い、国は関係ないと。この点について、2陣高裁判決はどう言っていますか？

鎌： そもそもマスクだけでは被害は防げなかった。それに息苦しい、作業効率が悪くなるなどの限界もあり、石綿の危険性を知らないというマスクを着けようとは思わない。実際にマスクの着用率も低かったと認定しました。

そこで、使用者に対して、労働者にマスクの着用を義務付け、かつ、石綿の危険性についての教育を義務付けるべきだったと判断しています。

谷： ややこしいですが、使用者がマスクを着けさせずに労働者を働かせたら罰則ですよ、ということですね。

伊： そうです。「規制は守られることが前提」という建前だけではダメ、実態をしっかりと見なければダメというわけです。ここでも「対策の実効性」が重視されています。

国は、既存の規制（マスクに関しては昭和22年の法律）がどの程度守られているか、守られていないとすれば、その原因はどこにあるかも考慮して、新たな規制が必要かどうか検討しなければならないというのが2陣高裁判決です。

最高裁でも勝てるのか？

谷： 勝ちと負け2つの事件が最高裁に上がっています。ズバリ、最高裁でも勝てるでしょうか？

伊： どちらが最高裁判例に従っているかといえば、2陣高裁判決。1陣高裁判決は筑豊じん肺と水俣病の最高裁判例を無視しています。最高裁には、生命、健康を軽視した1陣高裁判決を取るのか、生命、健康の保護を重視した2陣高裁判決を取るのか、その選択が求められています。どちらが憲法や法律の要請に適合しているのか、どちらが国民が求めている方向なのか、その答えは明らかでは。

鎌： 流れはこちらにあり、勝てる展望は十分あると思います。

ただ、何もしくなくても勝てるという甘いものではない。油断は禁物です。最高裁も全力で闘わないと勝利の展望は開けない。だから、できることはすべてやり尽くしましょう。



マスコミ・識者から早期解決の声

被害者59人のうち35人が亡くなった。「命あるうちに解決を」の願いはかなわなかった。国は上告することなく、今回の判決内容を軸に被害者全員の救済に動いてもらいたい。

(朝日新聞 2013 年 12 月 26 日朝刊・社説)

健康被害の救済を重視して、国の不作為責任を認めた2004年の筑豊じん肺訴訟の最高裁判決に沿う当然の判決だ。……今回の判決で国が上告すれば、相反する二つの判断について最高裁で審理が続く。だが、原告の元従業員59人は石綿肺による呼吸障害や石綿関連がんの中皮腫に苦しみ、半数以上が死亡している。最高裁の判断を待っていては遅い。国は判決を受け入れ、早期救済に動くべきだ。

(毎日新聞 2013 年 12 月 30 日社説)

石綿の被害は発症までの潜伏期間が長く、高度経済成長期の「負の遺産」が今になって表面化している。泉南訴訟の被害者の半数以上が既に亡くなり、高齢化した生存原告も重い病気に苦しんでいる。国は、早期解決を求める原告らの声に耳を傾けるべきだ。(朝日新聞 2013 年 12 月 26 日朝刊・社会面)

吉村良一・立命館大学院教授（環境法）のコメント

「筑豊じん肺の訴訟などの判例に沿い、国の責任を一審判決より厳しく指摘した。濃度規制を怠った責任などにも踏み込んだのは適切な判断だ。

上告中の一陣訴訟にもプラスに影響するだろう。この集団訴訟で、国の責任を否定したのは一陣の控訴審判決だけとなり、最高裁で破棄されるべきだというメッセージになったとも言える。」

(毎日新聞 2013 年 12 月 26 日朝刊・社会面)

村山武彦・東京工業大学教授（リスク管理論）のコメント

「1陣の控訴審判決は、国の厳格な規制は『産業社会の発展を阻害しかねない』としたが、今回は原因と責任に焦点をあて、排気装置の設置を義務付けるべきとする時期を1審より早めた。当時の科学的知見や技術水準などを丁寧に検証しており、司法の良心を感じる判決だ。

(読売新聞 2013 年 12 月 26 日朝刊・社会面)

木野 茂・立命館大学教授（環境学）のコメント

「技術的、医学的観点から詳細に分析すれば国側の責任は明らか。財政負担の問題はあるが、国には説明責任を含めた政治的判断が求められる」

(日本経済新聞 2013 年 12 月 26 日)

まさに25日の判決は原告側と国の双方が主張、立証を尽くしたうえで出されたものだ。国の主張を完膚なきまでに退けた内容からすれば、被害者救済の方向性はより強まったといっていだろう。

石綿関連疾患は発症まで数十年かかることもあり、いったん発症すれば病状の進行を止めるのは難しい。第1陣と第2陣の提訴後に亡くなった原告被害者はすでに12人に上る。全面解決に向け、国は待ったなしで対策に取り組むべきだ。

(産経新聞 2013 年 12 月 26 日朝刊・社会面)

泉南アスベスト共同アピール賛同議員 2014年 3月 4日

(◎呼びかけ人、○賛同者)

衆参	会派	議員名	泉南
1	自民	秋葉賢也	◎
2		佐田玄一郎	◎
3		渡辺博道	◎
4		門 博文	◎
5		原田憲治	◎
6		福井 照	◎
7		清水誠一	○
8		笹川博義	○
9		櫻田義孝	○
10		田中和徳	○
11		松本文明	○
12		金子恵美	○
13		井林辰憲	○
14		城内 実	○
15		桜井 宏	○
16		左藤 章	○
17		北村誠吾	○
18		西銘恒三郎	○
19	公明	濱村 進	◎
20		樋口尚也	◎
21		佐藤英道	○
22		岡本三成	○
23		漆原良夫	○
24		大口善徳	○
25		中野洋昌	○
26		江田康幸	○
27		遠山清彦	○
28		近藤昭一	◎
29	民主	辻元清美	◎
30		横路孝弘	○
31		階 猛	○
32		郡 和子	○
33		大畠章宏	○
34		大島 敦	○
35		田嶋 要	○
36		若井康彦	○
37		奥野総一郎	○
38		篠原 孝	○
39		渡辺 周	○
40		中根康浩	○
41		三日月大造	○
42		岸本周平	○
43		小川淳也	○
44		大串博志	○
45		高木義明	○
46	維新	丸山穂高	◎
47		谷畑 孝	◎
48		高橋美穂	○
49		石関貴史	○
50		小沢鋭仁	○
51		田沼隆志	○
52		山田 宏	○
53		重徳和彦	○
54		馬場伸幸	○
55		遠藤 敬	○
56		新原秀人	○
57	みんな	杉本和巳	◎
58	結いの党	井坂信彦	◎

衆参	会派	議員名	泉南
59	結いの党	林 宙紀	○
60		椎名 毅	○
61	生活	小宮山泰子	◎
62		村上史好	○
63	共産	玉城デニー	○
64		宮本岳志	◎
65		高橋千鶴子	○
66		塩川鉄也	○
67		志位和夫	○
68		笠井 亮	○
69		佐々木憲昭	○
70		穀田恵二	○
71		赤嶺政賢	○
72		照屋寛徳	◎
73	社民	吉川 元	○
74	新党大地	鈴木貴子	○
75	無所属	阿部知子	◎
76		野間 健	○

衆参	会派	議員名	泉南
77	自民	中川雅治	◎
78		北川イッセイ	◎
79		渡辺猛之	○
80		北村経夫	○
81	公明	杉 久武	◎
82		石川博崇	◎
83		矢倉克夫	○
84		新妻秀規	○
85	民主	水岡俊一	◎
86		相原久美子	◎
87		神本美恵子	◎
88		江崎 孝	◎
89		小川勝也	○
90		櫻井 充	○
91		藤田幸久	○
92		牧山ひろえ	○
93		小見山幸治	○
94		林 久美子	○
95		尾立源幸	○
96		柳田 稔	○
97		野田国義	○
98		石上俊雄	○
99		那谷屋正義	○
100		柳澤光美	○
101		吉川沙織	○
102	維新	東 徹	○
103	みんな	山口和之	○
104	結いの党	川田龍平	◎
105		藤巻幸夫	○
106	共産	辰巳孝太郎	◎
107		山下芳生	◎
108		小池 晃	◎
109		吉良よし子	○
110		倉林明子	○
111		市田忠義	○
112		仁比聡平	○
113		井上哲士	○
114		紙 智子	○
115		大門実紀史	○
116	社民	田村智子	○
117		福島みずほ	◎
118	無所属	吉田忠智	○
119		又市征治	○
120		山本太郎	○
121		糸数慶子	○